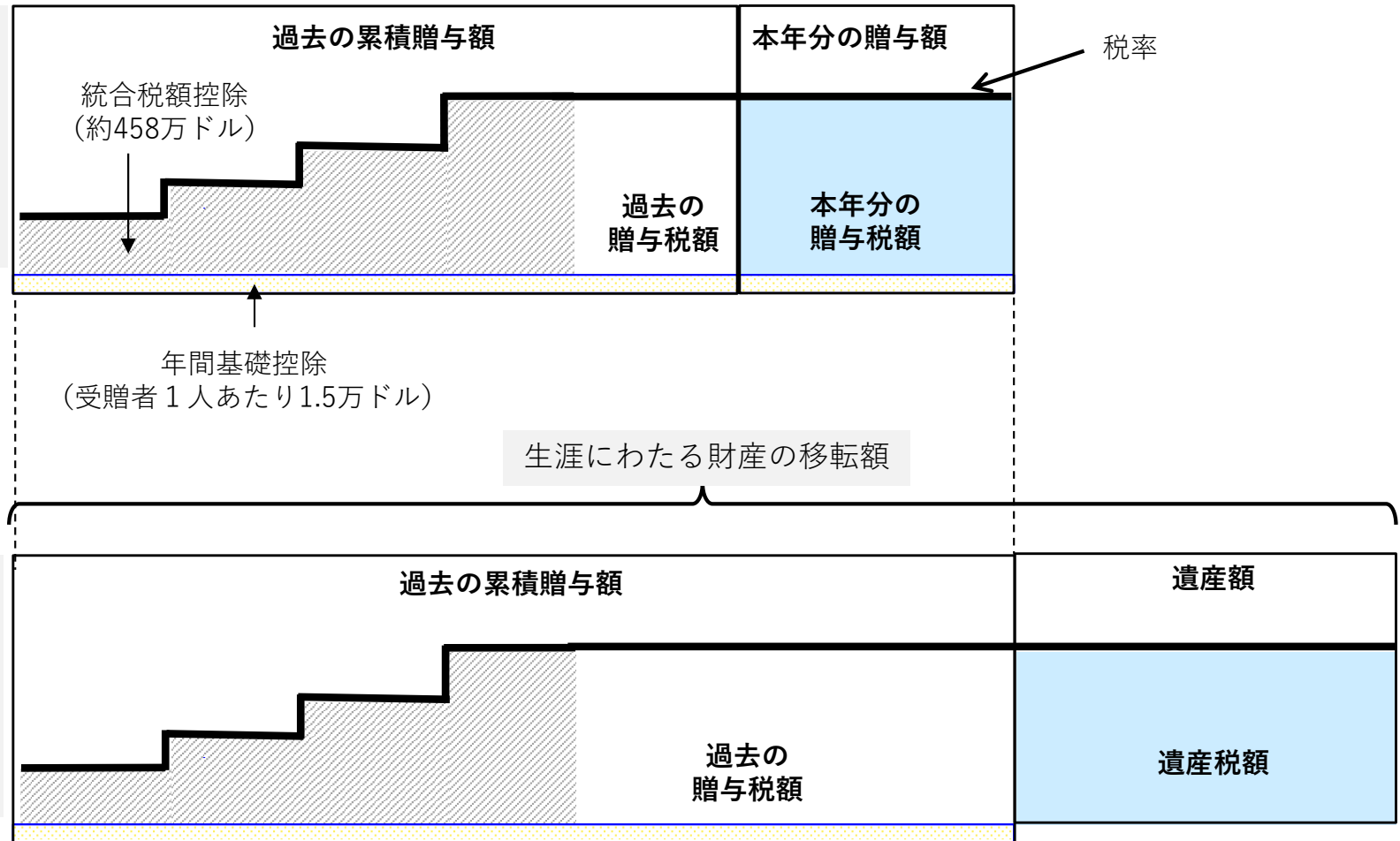


# 米国の贈与税・遺産税【遺産課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・遺産税で統合されている。税額控除（基礎控除に相当する部分）も、贈与税・遺産税で生涯累積。  
⇒生涯にわたる税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

## 贈与時

- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除



## 相続時

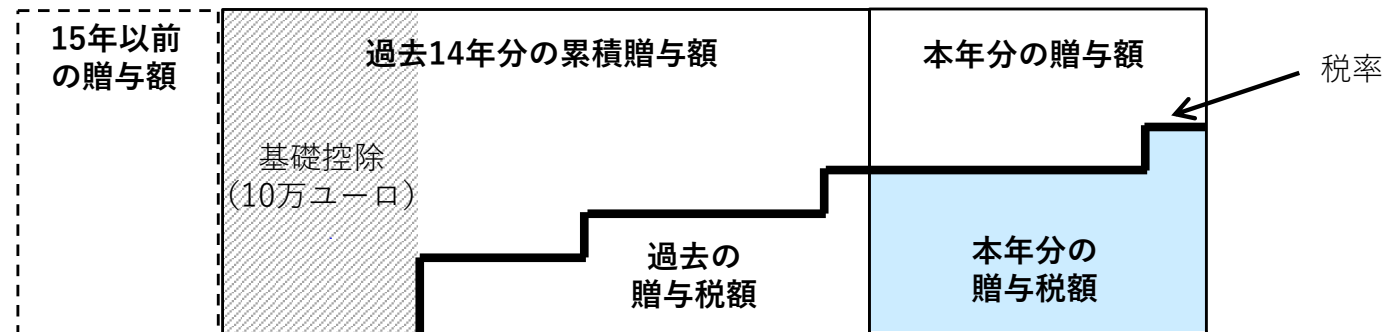
- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「遺産額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除

# フランスの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去15年間の財産の移転額を累積して課税。
  - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で15年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

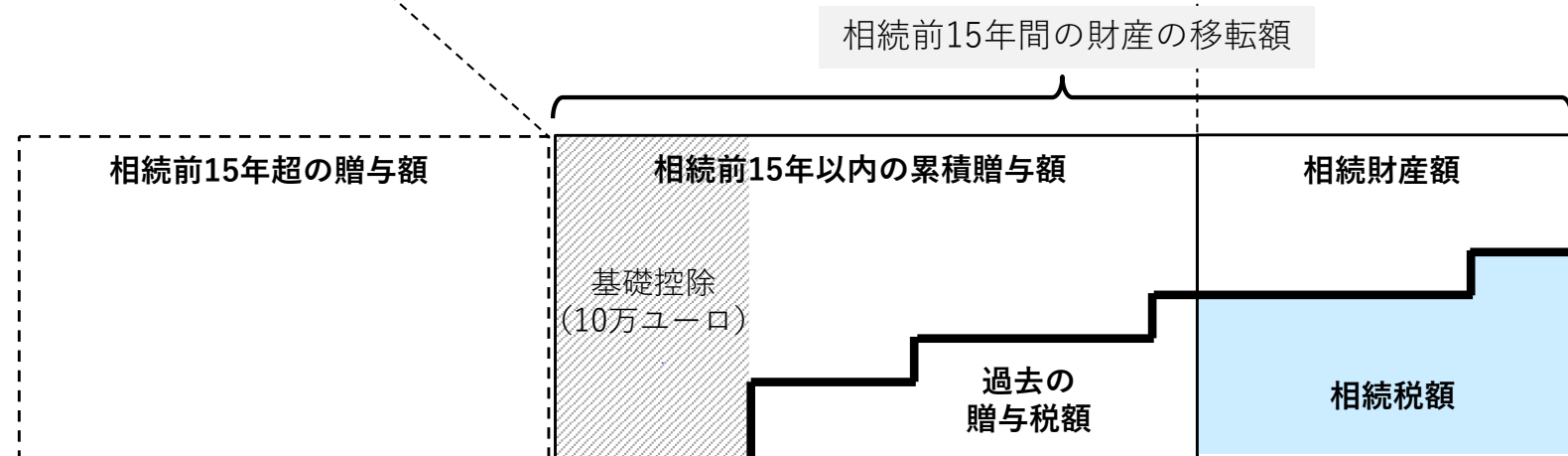
## 贈与時

- ・ 「過去14年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去14年間の贈与税額を控除



## 相続時

- ・ 「相続前15年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前15年以内の贈与税額を控除



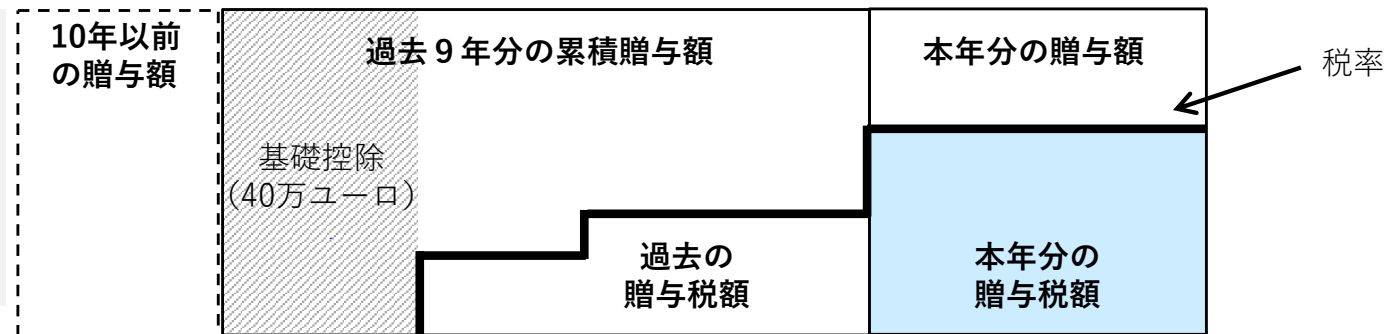
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

# ドイツの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で10年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

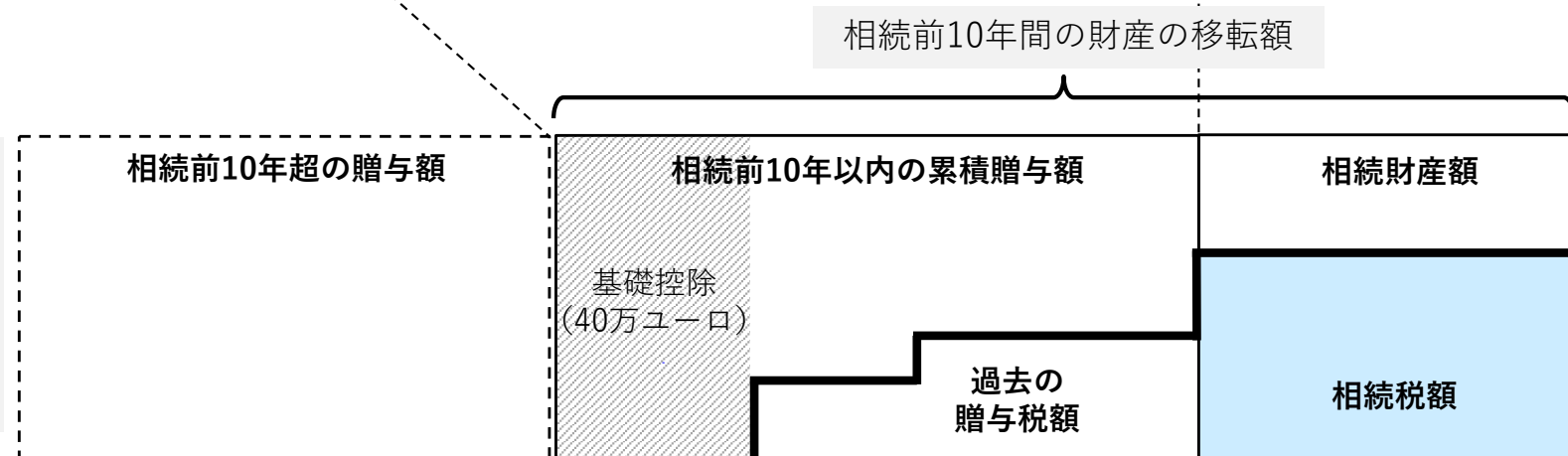
## 贈与時

- ・ 「過去9年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去9年間の贈与税額を控除



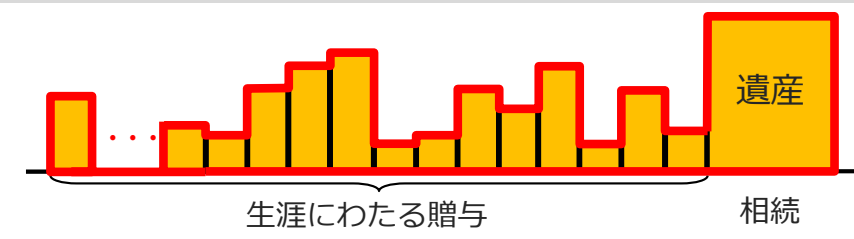
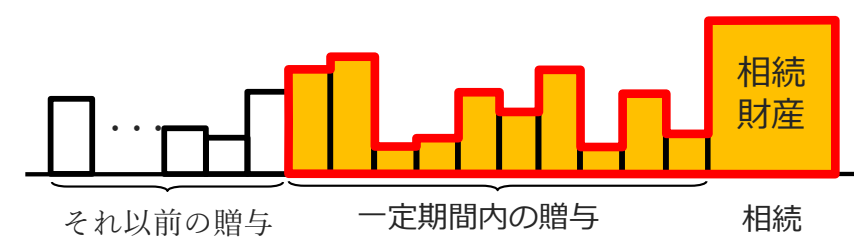
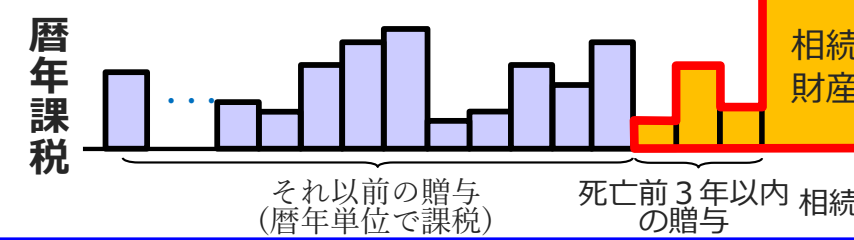
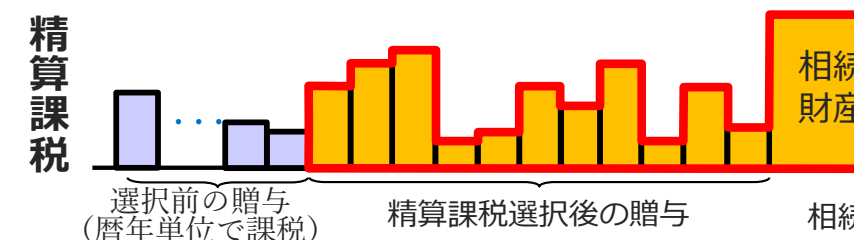
## 相続時

- ・ 「相続前10年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前10年以内の贈与税額を控除



(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

# 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

<p>米 (遺産課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>生涯にわたる贈与 相続</p> <p>に遺産税（相続税）を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額（納付済の税額）は遺産税額から控除</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額（過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額）は相続税額から控除</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>暦年課税</p> <p>それ以前の贈与（暦年単位で課税） 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <p>に相続税を課税</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付しない）</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的でない</b></p>
<p>日本 (精算課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>精算課税</p> <p>選択前の贈与（暦年単位で課税） 精算課税選択後の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付）</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>

# 相続税の課税方式の類型と特色

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	法定相続分課税方式（併用方式）
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式と遺産課税方式の併用方式 相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
納税義務者	遺産管理人・遺言執行者	相続人・受遺者	相続人・受遺者
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長所</li> <li>➢ その者の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合</li> <li>➢ 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない</li> <li>➢ 税務執行が容易</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短所</li> <li>➢ 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されないなど、遺産取得課税方式による長所を実現できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長所</li> <li>➢ 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる</li> <li>➢ 富の集中の抑制を図るとの目的に適合</li> <li>➢ 平等の原則のもとにたつ相続法の趣旨に合致</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短所</li> <li>➢ 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる</li> <li>➢ 仮装分割による申告の懸念など、適正な税務執行に課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長所</li> <li>➢ それぞれの方式の長所を採り入れている</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短所</li> <li>➢ 他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない（一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する）</li> <li>➢ 居住等の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される</li> </ul>

## 昭和32年12月「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」答申の理由及び説明

- 「シャープ勧告に基づく相続税は財産取得者の一生を通ずる無償取得財産を累積して課税する制度であったが、昭和28年の税制改正により、主として税務執行上の要請から財産取得者の一生を通ずる累積課税の制度は廃止され、相続税と贈与税の二本建の税制と」なった
  
- 「相続税の課税体系については、同額の遺産を相続した場合にも、相続人数が多い場合には、少ない場合に比して負担がある程度軽いことが適当である。そのためには、遺産取得課税体系を維持することが適当であるが、ただ、遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止することが必要」「このような見地からは、実際の取得財産により遺産総額に対する相続税の負担が大きく変わる方式はこの際棄て、…民法…の相続分の割合により取得したものと仮定して算出した税額を、各相続人が相続により実際に取得した財産の価額に応じて納付させる方式をとることが適当」

## 過去の税制調査会答申抜粋 ②

### 平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」

- 相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、**基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するもの**と考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、**相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方**もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、**公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきている**とする議論もあります。
- なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、**生前贈与による相続課税の回避を防止**するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、**贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税する**という位置付けもあります。



### 平成27年11月「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」

- 今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持・形成に寄与することとなっている。このため、相続によって次世代の一部に引き継がれる資産には、「老後扶養の社会化」を通じて蓄積されたものという側面もある。
- 充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

### 令和元年9月「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」

- 社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たすものである。



1 相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況

**2 相続税・贈与税の制度と課題**

2-1 現行制度の概要と課題

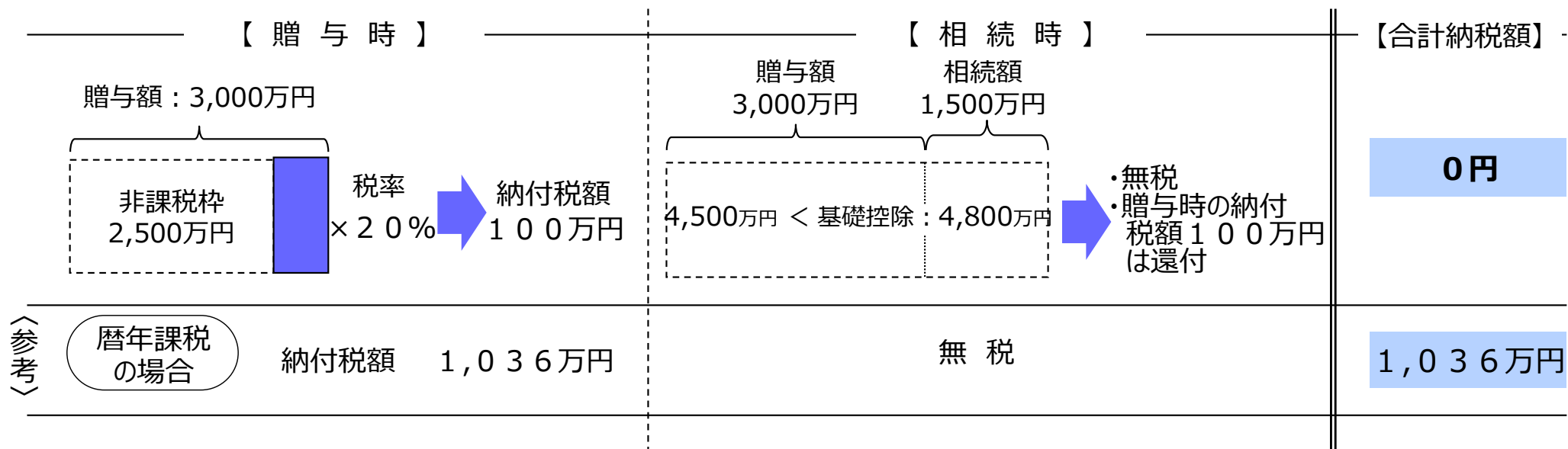
2-2 課税方式のあり方について

**2-3 相続時精算課税や贈与税の非課税措置について**

# 相続時精算課税制度

- 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、**平成15年度に導入**
- **暦年課税との選択制**
- 具体的な仕組み
  - ① **贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付**
    - ・ 贈与額2,500万円までは非課税
    - ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税
  - ② **相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※**
    - ※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》 3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

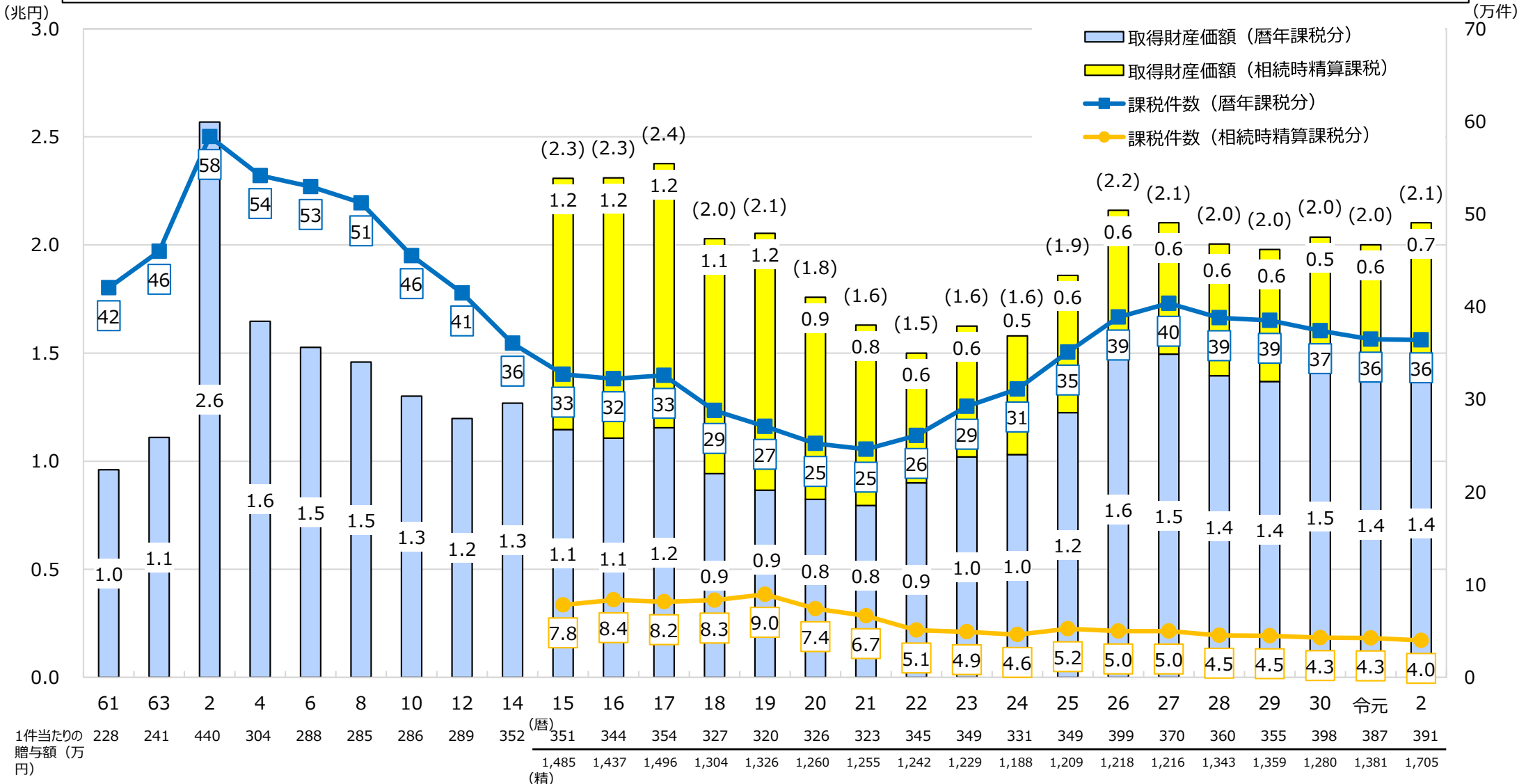


(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除（毎年110万円）の適用は受けられない。

# 贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による贈与額・課税件数は、暦年課税による贈与額・課税件数と比較して、減少傾向。



(備考) 「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～令和2年分には、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

# 相続時精算課税制度と贈与税非課税措置等の経緯

改正年度	相続時精算課税制度関係	非課税措置等
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続時精算課税制度の創設 (対象者) 贈与者：65歳以上、受贈者：推定相続人で20歳以上</li> <li>○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者の年齢制限無し</li> <li>・特別控除額を(2,500万円に)1,000万円上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金に係る贈与税額の計算の特例(5分5乗方式*)の廃止</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者が60歳以上であれば、相続時精算課税制度を選択可</li> <li>・特別控除額を(2,500万円に)500万円上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族株式等に係る特例の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人版事業承継税制の創設</li> <li>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の創設 (非課税金額)500万円</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金に係る特別控除の上乗せ措置の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の拡充 (非課税金額)最大1,500万円</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続時精算課税制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ</li> <li>・受贈者に20歳以上の孫を追加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,500万円</li> <li>○直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率の創設</li> </ul>
平成27年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,000万円</li> <li>○住宅取得等資金の非課税措置の拡充 (非課税金額)消費税等率10%の住宅は最大3,000万円</li> </ul>
平成30年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人版事業承継税制(10年間の特例措置)の創設</li> </ul>
令和3・4年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金の非課税措置の拡充(R3)・延長(R4) (非課税金額)R3改正：最大1,500万円、R4改正：最大1,000万円</li> </ul>

※ 受贈年を含む向こう5年分の基礎控除を前取りし、550万円(110万円×5年)を非課税(なお、平成13年度改正前は基礎控除60万円のため、300万円(60万円×5年)を非課税)。また、550万円を超え1,500万円までの部分について税率を軽減(当該部分を5で割って算出した課税価格に税率をかけて5倍したものが納付税額)。